

報告第23号

専決処分の報告について
(損害賠償の額の決定について)

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、
別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

令和7年12月19日提出

南島原市長 松 本 政 博

専決第17号

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、議会の議決により指定された市長の専決処分事項について、次のとおり専決処分する。

令和7年11月12日

南島原市長 松 本 政 博

損害賠償の額の決定について

南島原市は、次により損害を賠償するものとする。

1 賠償の理由

令和7年7月17日午後3時25分頃、公用車（バキューム車）で県道加津佐停車場山口線を諏訪の池方面へ走行中、加津佐町己3303番地1付近の加津佐小学校前交差点において、交差点に進入してきた軽トラックが公用車（バキューム車）の運転席側の側面に衝突した事故について、損害賠償の額を決定する必要があるもの。

2 賠償の金額

18,436円（損害額92,180円のうち、責任割合20%分）

3 事故の責任割合

市20% 相手方80%

4 賠償する相手方

5 所管課

環境水道部衛生局衛生業務課

6 公用車修繕料

1, 328, 569円

(市側保険265, 714円、相手方保険1, 062, 855円)